

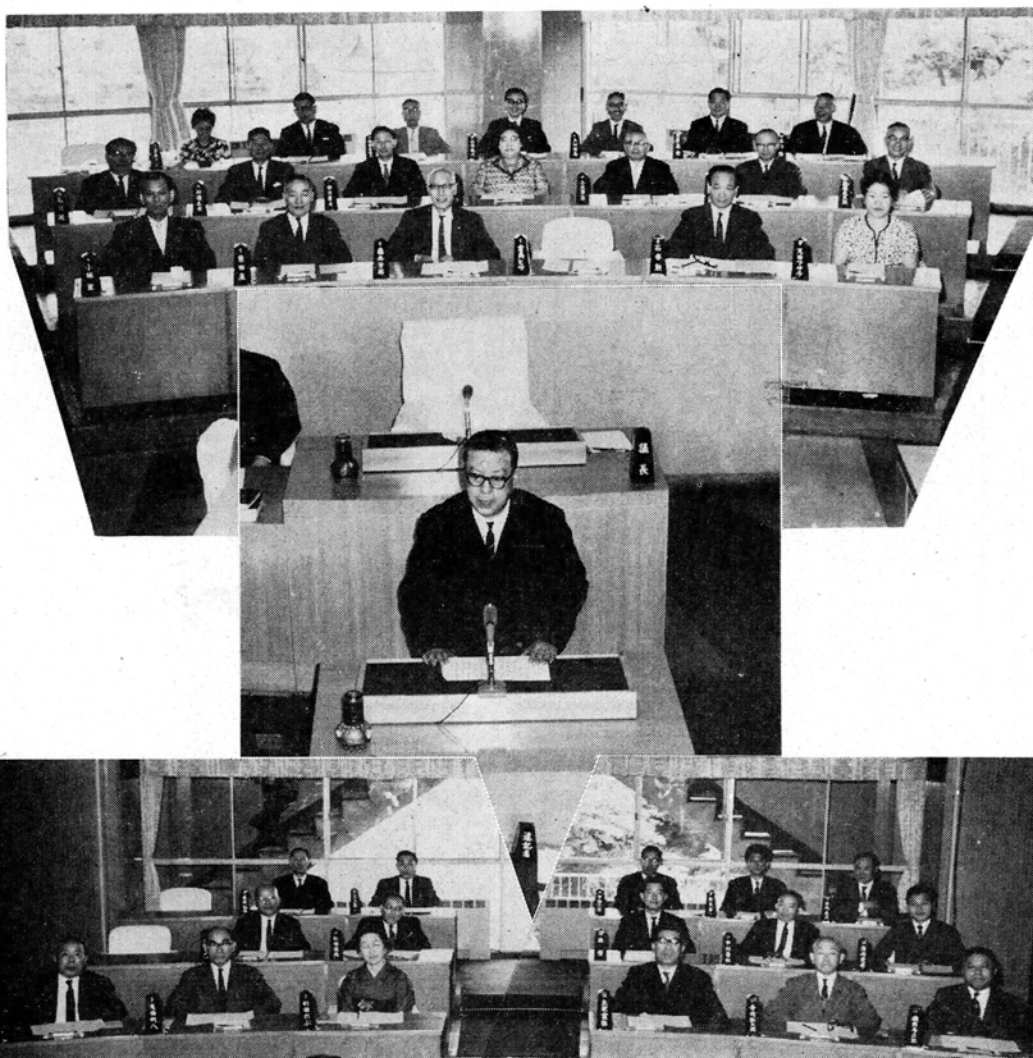
昭和42年 6月 8日発行 千代田区役所（九段南1-6-11）

(261) $\begin{Bmatrix} 0 & 1 & 5 & 1 \\ 8 & 5 & 3 & 1 \end{Bmatrix}$

区のおしらせ

No. 249

改選後初の区議会ひらく



写真は、議会で開会のあいさつをする遠山区長と議席についた新議員（5月26日写す）

（三）一〇〇〇部印刷 全世帯配布

議長、副議長をえらぶ

第二回区議会臨時会

昭和42年第二回千代田区議会臨時会は、5月26日午後1時から、区議会議事堂でひらかれました。

このあつ、年長議員の都築喜蔵議員が臨時議長となり、議席を指定したのち、審議に入りました。

6月3日午後ひらかれた継続会では、議長と副議長の選挙が行なわれ、つぎのように決まりました。

開会のあいさつにたった遠山区長は、区政を担当する所信の一端と、ことしの区政の目標が、「区民とあゆむ区政」の実現にあることを述べるとともに、議決機関と執行機関との調和ある運営による千代田区政発展のための協力を議と、閉会しました。

議長 中川 孝夫
副議長 柴田 直

つづいて、議員選出の監査委員選任の同意をもとめる議案が提出され、つぎのとおり同意をしたあと、閉会しました。

監査委員 栗林 松平



第二回千代田区議会臨時会

5月26日 午後1時 議事堂

第二回千代田区議会臨時会継続会

5月27日 午後1時 議事堂

5月29日 午後1時 議事堂

5月30日 午後1時 議事堂

5月31日 午後1時 議事堂

6月1日 午後1時 議事堂

6月2日 午後1時 議事堂

6月3日 午後1時 議事堂

各派幹事会

5月26日 午前10時 議長室

5月27日 午前10時 議長室

政の一端をになう責任の重大さを今さらながら痛感した次第でございます。

議長就任のあいさつ



千代田区
議会議員 中川 孝夫

このたび、議員各位の特別なご厚情によりまして、不肖、私が第24代千代田区議会議長の栄職に就任いたしましたことは、私の最も光栄とするところであります。

と同時に、先輩議長がきづいた名誉ある伝統を汚すことなく議長任重責と、責任を全うすることが出来るかどうか内心、不安

ご存知のように区の事務量は、年々増加しその任務は大巾に増しているなかで、議会を代表し、区

なにとぞ、みなさまがたの温かいご支援と、ご鞭撻をお願い申し上げます。

5月29日 午前11時 議長室

5月30日 午前11時 議長室

5月31日 午前11時 議長室

6月1日 午前11時 議長室

6月2日 午前11時 議長室

6月3日 午前11時 議長室

町会だより

▽連合町会長の変更

神田公園地区連合町会

(新)清水弥太郎氏

(旧)稲垣伝次郎氏

神田駅東連合町会

(新)高橋好次郎氏

(旧)渥美源五郎氏

神保町地区町会連合会

(新)田中貞三氏

(旧)五十嵐惣一氏

▽町会長の変更

神西町会

(新)村田権次郎氏

(旧)山田孝一郎氏

三崎町二丁目町会

(新)中村正男氏

(旧)五十嵐惣一氏

猿楽町町会

(新)下平信次郎氏

(旧)加藤禎治氏

鍛冶三会

(新)古宮祐樹氏

(旧)故 村越圭一氏

東神田豊島町会

寄付

(新)坂本乙造氏

(旧)菅佐原常三郎氏

金十万円也 一般行政費用として
金五万円也 社会福祉事業資金として

神田神保町一の三十一 加賀あい氏

金二十万円 社会福祉事業資金として

神田須田町一の十六 青木惣太郎氏

金二十四万円也 奨学資金として
東京駅名店会

金四十万円也 日本赤十字事業資金として

神田神保町二の二 傳宝順氏

金十二万円也 日本赤十字事業資金として
麹町一の八 米山喜一郎氏

事業計画などきまる

区商連で総会

千代田区商店街連合会(区商連)では、6月1日午後2時から、日刊工業ホールで、昭和42年度総会をひらきました。前年度の事業報告と会計報告のあと、昭和42年度の事業計画と、予算が審議され、ことしの活動計画が決まりました。

「ことしもみんなで緑をまもうろ」

アメリカシロヒトリが

発生しはじめました

緑をあらすアメリカシロヒトリが活動を始める時期になりました。この虫は、小さな白いガの一種で、サクラ、プラタナス、ボブラ、ヤナギ、ミズキ、キリなどの街路樹、庭木をはじめ、クワ、カキ、ダイズ、トウモロコシなどの果樹・農作物の葉を好んで食べる雑食性の害虫です。都心部の緑をまもるため、この害虫による被害をなくしましょう。みなさんのちょっとした注意と防除を徹底しておこなえば、被害は未然に防ぐことができます。また、その防除法も簡単です。

○防除法

6月初旬と8月中旬頃になると一匹の成虫が、数百個から二千個の卵を、主として葉の裏にまとめて産卵します。卵からかえったばかりのころはかたまつて糸をはき、巣を作つてその中で葉の表皮だけを残して葉を食べます。このためその葉だけがすけて見えるので、ちょっと気を付けると、この虫を発見することができま

日12日間だけで、そのあとはだんだんちりちりになってしま

うので、これを防除することはむづかしくなります。この時期をのがさないようにするのがなにより大切です。幼虫の巣をみつけたらすぐにその巣のついた枝葉を切り取り、焼くか、ていねいにふみつぶしてください。DDVPやDEP乳剤をうすめて散布する薬剤散布の防除法も効果的です。

使用する団体は登録を

集会やサークル活動に利用出来る教育センター

4月1日から新しく開設された千代田区教育センターをご存知ですか。

教育センターは、区内の青少年のみならず、健全な社会人としての教養を身につけ、また知識をみがくためにつくられたものです。場所は、もとの神竜小学校で、レクリエーションホール、教養室、実習室、視聴覚室、集会室などがあります。

これらの施設を使用できるのは

区では、街路樹や公園など樹木についての防除にとめますが、庭木・果樹・農作物などについては、それぞれ、ご家庭や管理されるかたにやっていただくようお願いいたします。

○防除についての連絡相談

防除のご相談や、薬剤噴霧機の貸し出しは、つぎのところで受け付けています。また、ご家庭で手に負えない場合や大量発生がありましたらさつそくご連絡下さい。

連絡先 建設部土木課公園係

(内線294)

噴霧機貸出 区民部区民課保健

衛生係(内線245)

登録をした団体にかぎられ、使用料は、無料です。

登録は、同センターで登録申請書を書き(申請するひとのほんごうが必要で)会則や、会員名簿をそえて手続きをしてください。なお、登録や使用について、くわしいことは、同センター管理係 ☎〇〇三二へお問い合わせください。

▽ご注意

毎週月曜日は休館日です。

みんなのしせつ

第3回

集会の総合センター

神保町区民会館

今年の4月に出来たばかりの、神保町区民

会館は、神保町出張所、区民住宅のほか、つぎのような施設があります。

○老人娛樂室

一階にあります。舞台のついた

広さ33畳の和室で、テレビ、電器電気あんま機、碁、将棋、茶器などの設備があります。利用出来る

ひとは、区内に住んでいる60才以上のおとしよりで、団体でも個人でもかまいません。使用料は無料です。

○区民集會室

二階にあります。広さ48畳の和室で、舞台(どん帳付)がついています。設備は、ほかの区民館と同じように集会に必要なものがすべてそろっています。

使用料は、二時間以内五百円、

四時間以内は千円で、申し込みのときに、はんこうがいります。

○婦人集會室

広さ16畳の和室で、二階にあります。水屋、床間があつて、茶道具一式がそろっています。区内に

住んでいる婦人の方ならだれでも無料で利用出来ます。

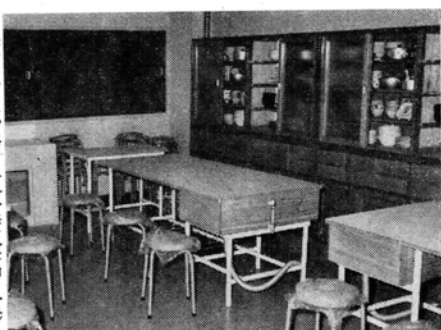
○婦人教養実習室

二階にあつて、料理、お茶、裁縫などの実習が出来ます。設備は料理道具一式32人分がそろっています。利用出来るひとは、区内に住んでいる婦人だけにかぎられます。使用料は無料です。

▽所在地 千代田区神田神保町2の40

▽申込み 各施設とも、神保町出張所に申し込んで下さい。

電話 ☎〇七四一・二



(写真は、婦人教養実習室)

仙石荘をご利用ください

(6月3日現在)

月日	曜日	申込める人数	月日	曜日	申込める人数
10	土	0名	23	金	40
11	日	37	24	土	0
12	月	24	25	日	22
13	火	18	26	月	37
14	水	休館	27	火	休館
15	木	0	28	水	〃
16	金	30	29	木	〃
17	土	0	30	金	61
18	日	25	7/1	土	39
19	月	27	2	日	61
20	火	39	3	月	61
21	水	34	4	火	61
22	木	10	5	水	61

土曜日は、毎月1日に翌月の抽せんを行ないます。



税金を納期前に納めると 報奨金が出ます

納税については、いつも区民のみなさんのご協力をいただき、ありがとうございます。

昭和42年度の特別区民税、都民税(普通徴収分)の納税通知書は6月中旬ごろお手もとにお届けします。

納期は、つぎの4期にわかれて
います。

第1期分 6月1日—6月30日
第2期分 8月1日—8月31日
第3期分 10月1日—10月31日
第4期分 12月1日—12月31日

昭和43年1月1日—1月31日

○報奨金が出ます
それぞれの納期の税金を納めるときに、まだ納期のきていない分をあわせて納めたときは、報奨金が出ます。

計算のしかた

報奨金の額は、納期前に納めた税額の1/10に、納期前の月数をかけたものです。ただし、金額が、30円未満のときは、出ません。

また、納期前の月数に1月未満の端数がある場合の計算は14日以下は切り捨て、15日以上は、1月とします。

○税額からひいて納められます

特別区民税・都民税

第1期分は

—6月30日までに—

納める場所は

区役所、区役所出張所、郵便局、銀行、信用金庫など

福祉事務所から のおしらせ

病気や失業などの不幸にあい、生活に困っているときには保護がうけられます。その生活保護費がことしの4月1日から、昨年にくらべて13・5%増額されました。福祉事務所では、生活に困っているひとびとに対してその内容と程度によって、いろいろな扶助を行なっています。

生活上の心配事の相談については、どうぞお気軽に、福祉事務所をご利用ください。

○身体障害者のかたへ

身体障害者手帳を持っているひとは、どなたでもラジオ受信料が全額免除されることになりました。免除に必要な証明は、福祉事務所です。手帳とはんこうをお持ちください。

くわしいことは、福祉事務所へお問い合わせください。

神田淡路町二丁目九番地
電話二六〇五、五四八一
八九八一

敬老金の申し出は お忘れなく

ことしの1月1日現在で、3年以上ひきつづいて都内に住んでいる75才以上のひと(明治25年1月1日以前に生まれたひと)に対して、9月15日の「敬老の日」に敬老金が贈られます。

6月下旬までに町会長または、民生委員が、申出書をお届けしますので、はんこうをおしてお渡しください。

もし、申出書が届かないときは厚生部厚生課厚生係(内線273)へお問い合わせください。

区民のひろば

子の親権者を決めるには

問 協議離婚のあい、子ども

の親権者を決めるにはどうすればよいでしょうか。男の子は父親が、女の子は母親が親権者になるのでしょうか。

答 民法第818条に「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と規定されています。父母が婚姻中は、共同して子の親権を行なうことは当然のことです。

おたずねのような父母が、協議離婚をするばあいはどうすればよいのか、これも民法第819条に「父母が協議上の離婚をするときは、協議でその一方を親権者と定めなければならぬ」という条文があります。したがって、あなたの言われるように、男の子は父親、女の子は母親と、定まっているわけではありません。逆のばあいでも何ら、さしつかえありません。要は、話し合いで決めることです。話し合いで決まらないときは、家庭裁判所に審判の請求をして決めることができます。